

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村意見	住民意見	県意見
1	14.11.6	マルエツ二和向台店 (船橋市)	㈱マルエツほか (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (21:00 →24時間) ほか	14.11.26	なし	なし	なし 15.6.13
2	14.11.6	鈴与建物 (船橋市)	㈱マルエツほか (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (21:00 →24:00) ほか	14.11.28	なし	なし	なし 15.6.13
3	14.11.7	ステーションセンター本八幡 (市川市)	㈱クイーンズ伊勢丹ほか (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (21:00 →23:00) ほか	15.8.1	あり (対応済み)	なし	なし 15.6.18
4	14.11.5	押田ビル (白井市)	㈱タイヨーほか (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (20:00 →21:30) ほか	14.11.6	なし	なし	なし 15.6.13
5	14.11.6	ライフ佐倉店 (佐倉市)	㈱ライフコーポレーション (GMS)	閉店時刻の変更 (20:00 →21:00) ほか	14.11.8	なし	なし	なし 15.6.13
6	14.11.7	東鉄柏店舗 (柏市)	㈱ホームピック (ホームセンター)	駐車場の収容台数の減 (190台→150台)	14.11.8	なし	なし	なし 15.6.10
7	14.11.6	マルエツ高塚店 (松戸市)	㈱マルエツほか (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (22:00 →24時間) ほか	15.1.23	なし	なし	なし 15.6.10
8	14.12.2	鴨川ショッピングセンター (鴨川市)	イオン㈱ほか (GMS)	閉店時刻の変更 (23:00 →24時間) ほか	14.12.7	なし	なし	なし 15.6.16
9	14.12.2	大網白里ショッピングセンター (大網白里町)	イオン㈱ほか (GMS)	閉店時刻の変更 (20:00 →24時間) ほか	14.12.7	なし	なし	なし 15.6.19
10	14.12.2	サンモール (旭市)	㈱サンモール (GMS)	閉店時刻の変更 (20:00 →24時間) ほか	14.12.7	なし	なし	なし 15.6.16
11	14.12.2	木更津グリーンシティショッ ピングセンター (木更津市)	㈱木更津グリーンシティショッ ピングセンター (GMS)	閉店時刻の変更 (20:00 →24時間) ほか	14.12.21	あり (対応済み)	なし	なし 15.6.16
12	14.12.2	サンピア (東金市)	㈱サンピアほか (GMS)	閉店時刻の変更 (20:00 →23:00) ほか	14.12.3	あり (対応済み)	なし	なし 15.6.19



報告案件 1

変更事項届出の概要（法附則第5条第1項）

報告案件の概要

<店舗概要>

- (1) 大規模小売店舗の名称：マルエツ二和向台店
- (2) 所在地：船橋市咲が丘3丁目381番地4
- (3) 建物設置者：有限会社三峰 代表取締役 宮崎勇
- (4) 小売業者名：株式会社マルエツ（食品・日用品スーパー）ほか
- (5) 変更しようとする事項
  - ① 開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前9時～午後9時  
(変更後) 午前9時～翌午前9時（㈱マルエツの食品売場のみ）
  - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時45分～翌午前6時  
(変更後) 午前9時～翌午前9時  
変更日 平成14年11月26日
- (6) 処理経過：
  - ①届出日 平成14年11月6日
  - ②公告縦覧期間 平成14年11月22日～15年3月22日
  - ③説明会 日時 平成14年12月6日 1回目 午前11時～12時  
2回目 午後2時～3時
- (7) 市町村・住民等の意見：
  - ・船橋市の意見 なし
  - ・住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 意見なし 平成15年6月13日通知

<理由>

- 1 当該変更は、営業時間等を24時間とするものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

- 1 店舗面積：1,697㎡
- 2 駐車場の収容台数：109台
- 3 駐輪場の収容台数：134台
- 4 荷さばき施設の面積：77㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：11m<sup>3</sup>
- 6 営業時間  
開店時刻：午前9時  
閉店時刻：翌午前9時  
(㈱マルエツの食品売場のみ)
- 7 駐車場利用可能時間帯  
午前9時～翌午前9時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯  
午前4時～午後10時

報告案件の概要

<店舗概要>

- (1) 大規模小売店舗の名称 : 鈴与建物
- (2) 所在地 : 船橋市金杉3丁目4番5号
- (3) 建物設置者 : 有限会社鈴与商事 代表取締役 鈴木孝一
- (4) 小売業者名 : 株式会社マルエツ（食品・日用品スーパー）ほか
- (5) 変更しようとする事項
  - ① 閉店時刻
    - (変更前) 午後9時
    - (変更後) 翌午前零時（㈱マルエツの1階食品売場のみ）
  - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - (変更前) 午前8時45分～午後9時15分
    - (変更後) 午前8時45分～午後10時（北側の35台分のみ翌午前零時15分まで）
- 変更日 平成14年11月28日
- (6) 処理経過：
  - ①届出日 平成14年11月6日
  - ②公告縦覧期間 平成14年11月22日～15年3月22日
  - ③説明会 日時 平成14年12月13日 1回目 午前11時～12時  
2回目 午後2時～3時
- (7) 市町村・住民等の意見：
  - ・船橋市の意見 なし
  - ・住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 意見なし 平成15年6月13日通知

- 1 店舗面積：3,000㎡
- 2 駐車場の収容台数：158台
- 3 駐輪場の収容台数：79台
- 4 荷さばき施設の面積：102㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：24m³
- 6 営業時間
  - 開店時刻：午前9時
  - 閉店時刻：翌午前零時
  - （㈱マルエツの食品売場のみ）
- 7 駐車場利用可能時間帯
  - 午前8時45分～午後10時
  - （一部翌午前零時15分まで）
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯
  - 午前3時～午後8時

<理由>

- 1 当該変更は、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間（午後10時以降）に及ぶものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称：ステーションセンター本八幡
- (2) 所在地：市川市八幡2丁目1, 584番地1ほか
- (3) 建物設置者：株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 力村周一郎
- (4) 小売業者名：株式会社クイーンズ伊勢丹（食料品スーパー）ほか
- (5) 変更しようとする事項

① 店舗面積の合計

(変更前) 5, 460㎡ (変更後) 5, 508㎡

② 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 18台 (変更後) 34台

③ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 28台 (変更後) 272台

④ 荷さばき施設の面積

(変更前) 79㎡ (変更後) 117㎡

⑤ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 29㎡ (変更後) 79㎡

⑥ 開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後9時  
 (変更後) 午前9時～午後11時 ((株)クイーンズ伊勢丹のみ)

⑦ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分  
 (変更後) 午前8時30分～午後11時30分

⑧ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2か所 (変更後) 3か所

変更日 平成15年8月1日

(6) 処理経過：

- ①届出日 平成14年11月7日
- ②公告縦覧期間 平成14年11月29日～15年3月29日
- ③説明会 日時 平成14年12月14日 1回目 午前10時～11時 2回目 午後2時～3時

<店舗概要>

- 1 店舗面積：5, 508㎡
- 2 駐車場の収容台数：34台
- 3 駐輪場の収容台数：272台
- 4 荷さばき施設の面積：117㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：79m³
- 6 営業時間  
 開店時刻：午前9時  
 閉店時刻：午後11時  
 ((株)クイーンズ伊勢丹のみ)
- 7 駐車場利用可能時間帯  
 午前8時30分～午後11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯  
 午前6時～午後9時

(7) 市町村・住民等の意見：

- ・市川市の意見 第2駐車場について、駐車場内での車速制限を設けたり、エンジンの空ぶかしやアイドリングの自粛を利用者に促す看板を設置するなど、運用面においても騒音の低減を図る対策を講じること。
- ・住民等の意見 なし

(8) 県の意見 「意見なし」 平成15年6月18日通知

<理由>

- 1 当該変更は、営業時間等を変更するものであるが、その変更が夜間に及ぶものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。
- 2 市意見については、対応する旨の報告書が設置者から提出され、適切な対応がなされていると認められること。
- 3 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

<店舗概要>

- (1) 大規模小売店舗の名称 : 押田ビル
- (2) 所在地 : 白井市根73番3ほか
- (3) 建物設置者 : 株式会社押田商事 代表取締役 押田健三
- (4) 小売業者名 : 株式会社タイヨー（食料品スーパー）ほか
- (5) 変更しようとする事項
  - ① 閉店時刻
    - (変更前) 午後8時
    - (変更後) 午後9時30分（㈱タイヨーと㈱マツモトキヨシのみ）
  - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - (変更前) 午前8時30分～午後8時15分
    - (変更後) 午前8時30分～午後9時45分

変更日 平成14年11月6日

- (6) 処理経過：
  - ①届出日 平成14年11月5日
  - ②公告縦覧期間 平成14年11月19日～15年3月19日
  - ③説明会 日時 平成14年12月4日 午後2時～2時30分
- (7) 市町村・住民等の意見：
  - ・白井市の意見 なし
  - ・住民等の意見 なし

(8) 県の意見 意見なし 平成15年6月13日通知

<理由>

- 1 当該変更は、営業時間等を変更するものであるが、その変更が夜間（午後10時以降）に及ぶものではなく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

1	店舗面積：2,395㎡
2	駐車場の収容台数：472台
3	駐輪場の収容台数：210台
4	荷さばき施設の面積：159㎡
5	廃棄物等の保管施設の容量：65m³
6	営業時間 開店時刻：午前9時30分 閉店時刻：午後9時30分 (㈱タイヨーと㈱マツモトキヨシのみ)
7	駐車場利用可能時間帯 午前8時30分～午後9時45分
8	駐車場の出入口の数：3か所
9	荷さばき可能時間帯 午前6時～午後6時

報告案件の概要

<店舗概要>

- (1) 大規模小売店舗の名称：ライフ佐倉店
- (2) 所在地：佐倉市大崎台1丁目18番地4ほか
- (3) 建物設置者：有限会社多奈賀屋 代表取締役 小倉吉晴ほか
- (4) 小売業者名：株式会社ライフコーポレーション（総合スーパー）
- (5) 変更しようとする事項
  - ① 開店時刻及び閉店時刻
    - (変更前) 午前10時～午後8時（年間180日午後9時）
    - (変更後) 午前9時～午後9時
  - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - (変更前) 午前9時30分～午後8時30分（年間180日午後9時）
    - (変更後) 午前8時30分～午後9時30分

変更日 平成14年11月8日

- (6) 処理経過：
  - ①届出日 平成14年11月6日
  - ②公告縦覧期間 平成14年11月19日～15年3月19日
  - ③説明会 日時 平成14年11月29日 午後2時～3時
- (7) 市町村・住民等の意見：
  - ・佐倉市の意見 なし
  - ・住民等の意見 なし

(8) 県の意見 意見なし 平成15年6月13日通知

<理由>

- 1 当該変更は、営業時間等を変更するものであるが、その変更は夜間に及ぶものではなく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

1	店舗面積：3,725㎡
2	駐車場の収容台数：147台
3	駐輪場の収容台数：108台
4	荷さばき施設の面積：69㎡
5	廃棄物等の保管施設の容量：34m <sup>3</sup>
6	営業時間 開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後9時
7	駐車場利用可能時間帯 午前8時30分～午後9時30分
8	駐車場の出入口の数：4か所
9	荷さばき可能時間帯 午前6時～午後9時



報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 「東鉄柏店舗」
- (2) 所在地 柏市花野井字北花崎738番地13ほか
- (3) 建物設置者 東鉄工業株式会社
- (4) 小売業者名 株式会社ホームピック
- (5) 変更しようとする事項
  - ・ 駐車場の収容台数 (変更前) 190台 (変更後) 150台
  - ・ 変更年月日 平成14年11月8日
- (6) 処理経過
  - ①届出日 平成14年11月7日
  - ②公告縦覧期間 平成14年11月22日～平成15年3月22日
  - ③説明会開催不要協議受理日 平成14年11月7日
  - ④説明会開催不要通知日 平成14年11月25日
- (7) 市町村・住民等の意見
  - ・ 柏市の意見 なし
  - ・ 住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 意見なし 平成15年6月10日通知

<理由>

- ① 当該変更は、既存店舗の駐車場収容台数が現状の利用状況から必要以上に確保していることから、隣接地に出店したスーパーと隔地駐車場の一部を共同利用するために専用駐車場の台数の減少となるが、駐車場の全体位置、車両の出入口の変更がなく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められる。
  
- ② 法第8条第1項に基づく市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見が無かったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積： 2,000㎡
- 2 駐車場の収容台数： 150台
- 3 駐輪場の収容台数： 100台
- 4 荷さばき施設の面積： 80㎡
- 5 廃棄物等の保管容量： 17m<sup>3</sup>
- 6 営業時間  
開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後8時
- 7 駐車場利用可能時間帯：午前9時30分～  
午後8時30分
- 8 駐車場の出入口の数：3カ所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前8時～午後8時

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 「マルエツ高塚店」
- (2) 所在地 松戸市高塚新田木戸前 165 番地 1 外
- (3) 建物設置者 松丸商事株式会社
- (4) 小売業者名 株式会社マルエツ
- (5) 変更しようとする事項
  - ・ 店舗面積の合計（変更前）1,776㎡（変更後）2,190㎡
  - ・ 開店時刻及び閉店時刻（変更前）午前10時から午後10時  
（変更後）午前10時から翌午前10時
  - ・ 来客が駐車場を利用できる時間帯  
（変更前）午前9時30分から午後10時30分  
（変更後）午前9時30分から翌午前9時30分
  - ・ 変更年月日 店舗面積の変更 平成15年7月7日  
開店時刻、閉店時間 駐車場の利用時間帯の変更  
平成15年1月23日
- (6) 処理経過
  - ①届出日 平成14年11月6日
  - ②公告縦覧期間 平成14年11月19日～平成15年3月19日
  - ③説明会開催日 平成14年12月12日 第1回 午前11時から 第2回午後2時から
- (7) 市町村・住民等の意見
  - ・松戸市の意見 なし
  - ・住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 意見なし 平成15年6月10日通知

<届出概要>

1	店舗面積：	2,190㎡
2	駐車場の収容台数：	119台
3	駐輪場の収容台数：	112台
4	荷さばき施設の面積：	103㎡
5	廃棄物等の保管容量：	20m <sup>3</sup>
6	営業時間	
	開店時刻：	午前10時
	閉店時刻：	翌午前10時
7	駐車場利用可能時間帯：	午前9時30分～ 翌午前9時30分
8	駐車場の出入口の数：	2カ所
9	荷さばき可能時間帯：	午前1時～午後9時

<理由>

- ① 当該変更は、閉店時間等の繰り下げを行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）にかかり、24時間営業となるものであるが、交通・騒音の調査結果では生活環境への影響はなく、廃棄物の保管容量も満たされており、周辺生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- ② 法第8条第1項に基づく市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見が無かったこと。

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 鴨川ショッピングセンター
- (2) 所在地 鴨川市横渚973番地1
- (3) 建物設置者 イオン株式会社 代表取締役 岡田元也 ほか
- (4) 小売業者名 イオン株式会社ほか (GMS)
- (5) 変更しようとする事項
  - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
 (変更前) 午前11時 (イオン(株)食品売場) 他は午後8時、年間60日 午前9時  
 (変更後) 翌午前9時 (イオン(株)食品売場) 他は現行どおり
  - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前8時30分～午後11時30分  
 (変更後) 午前8時30分～翌午前8時30分 (一部、夜間利用制限)
  - ・変更年月日 平成14年12月7日
- (6) 処理経過
  - ①届出日 平成14年12月2日
  - ②公告縦覧期間 平成14年12月13日～平成15年4月13日
  - ③説明会 日時 平成15年1月14日 第1回 午後1時～、第2回 午後3時～  
 場所 フローレ鴨川ショッピングセンター4階 (鴨川市)
- (7) 市町村・住民等の意見
  - ・鴨川市の意見 なし
  - ・住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 「意見なし」 平成15年6月16日通知  
 <理由>

<届出概要>

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 店舗面積：12,050㎡   |
| 2 | 駐車場の収容台数：593台  |
| 3 | 駐輪場の収容台数：96台   |
| 4 | 荷さばき施設の面積：343㎡   |
| 5 | 廃棄物等の保管施設の容量：136m <sup>3</sup>   |
| 6 | 営業時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開店時刻：午前9時 イオン(株)食品売場<br/>他は午前10時</li> <li>・閉店時刻：翌午前9時 イオン食品売場<br/>他は午後8時</li> </ul> |
| 7 | 駐車場利用可能時間帯：<br>午前8時30分～翌午前8時30分<br>(一部、夜間利用制限)   |
| 8 | 駐車場の出入口の数：9か所  |
| 9 | 荷さばき可能時間帯：午前6時<br>～午後10時   |

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間に及び24時間営業を行うものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしておりこの変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく鴨川市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 大網白里ショッピングセンター
- (2) 所在地 山武郡大網白里町みやこ野1丁目1番地1ほか
- (3) 建物設置者 イオン株式会社 代表取締役 岡田元也ほか
- (4) 小売業者名 イオン株式会社ほか（GMS）
- (5) 変更しようとする事項
  - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 （変更前）午前10時（年間80日午前9時）～午後8時。イオン㈱食品売場は午後10時まで  
 （変更後）午前9時（年間60日午前8時）イオン㈱のみ  
 ～午後8時。ただし、イオン㈱食料品売り場は翌午前9時
  - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前）午前9時30分（年間80日 午前8時30分）～午後10時30分  
 （変更後）午前8時30分～翌午前8時30分（一部、夜間利用制限）
  - ・変更年月日 平成15年12月7日
- (6) 処理経過
  - ①届出日 平成14年12月2日
  - ②公告縦覧期間 平成14年12月13日～平成15年4月13日
  - ③説明会 日時 平成14年12月18日 第1回 午後1時～、第2回 午後3時～  
 場所 大網白里ショッピングセンター（大網白里町）
- (7) 市町村・住民等の意見
  - ・大網白里町の意見 なし
  - ・住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 「意見なし」 平成15年6月19日通知

<届出概要>

- 1 店舗面積：9,944㎡
- 2 駐車場の収容台数：850台
- 3 駐輪場の収容台数：64台
- 4 荷さばき施設の面積：436㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：228m<sup>3</sup>
- 6 営業時間
  - ・開店時刻：午前9時 イオン㈱のみ  
 他は午前10時
  - ・閉店時刻：翌午前9時 イオン食品売場  
 他は午後8時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前8時30分～翌午前8時30分  
 （一部、夜間利用制限）
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前4時  
 ～午後10時

1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間に及び24時間営業を行うものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしておりこの変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。

2 法第8条第1項に基づく大網白里町の意見及び第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 サンモール
- (2) 所在地 旭市イの2685番地
- (3) 建物設置者 株式会社サンモール 代表取締役 山北英仁
- (4) 小売業者名 イオン株式会社ほか（GMS）
- (5) 変更しようとする事項
  - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 （変更前）午前10時（年間60日 午前9時）～午後8時。イオン食品売場は午後9時まで  
 （変更後）午前9時（年間60日 午前8時）～午後9時。イオン(株)のみ  
 ただし、イオン(株)食料品売場は翌午前9時まで。他は現行どおり。
  - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前）午前9時30分（年間60日 午前8時30分）～午後9時30分  
 （変更後）午前8時30分～翌午前8時30分（一部、夜間利用制限）
  - ・変更年月日 平成14年12月7日
- (6) 処理経過
  - ①届出日 平成14年12月2日
  - ②公告縦覧期間 平成14年12月13日～平成15年4月13日
  - ③説明会 日時 平成15年1月21日 第1回 午後1時～、第2回 午後3時～  
 場所 サンモール2階（旭市）
- (7) 市町村・住民等の意見
  - ・旭市の意見 なし
  - ・住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 「意見なし」 平成15年6月16日通知  
 <理由>

<届出概要>

- 1 店舗面積：20,248㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,243台
- 3 駐輪場の収容台数：80台
- 4 荷さばき施設の面積：167㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：87m<sup>3</sup>
- 6 営業時間
  - ・開店時刻：午前9時 イオン(株)のみ  
 他は現行どおり
  - ・閉店時刻：翌午前9時 イオン食品売場  
 イオン(株)は午後9時  
 他は現行どおり
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前8時30分～翌午前8時30分  
 （一部、夜間利用制限）
- 8 駐車場の出入口の数：15か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時  
 ～午後10時

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間に及び24時間営業を行うものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしておりこの変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく旭市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 木更津グリーンシティショッピングセンター
- (2) 所在地 木更津市朝日3丁目232番1
- (3) 建物設置者 株式会社木更津グリーンシティショッピングセンター 代表取締役 羽間和彦
- (4) 小売業者名 イオン株式会社ほか（GMS）
- (5) 変更しようとする事項
  - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 （変更前）午前10時（年間60日 午前9時）～午後8時（年間70日 午後9時）  
 イオン(株)食品売場は午後10時  
 （変更後）午前 9時（年間60日 午前8時）～午後9時（年間70日 午後10時）  
 イオン(株)のみ。ただし、イオン(株)食料品売り場は翌午前9時。他は現行どおり
  - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前）午前9時30分（年間60日 午前8時30分）～午後10時30分  
 （変更後）午前8時30分～翌午前8時30分（一部、夜間利用制限）
  - ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 （変更前）午前4時～翌午前0時  
 （変更後）午前6時～午後10時
  - ・変更年月日 平成14年12月21日
- (6) 処理経過
  - ①届出日 平成14年12月2日
  - ②公告縦覧期間 平成14年12月13日～平成15年4月13日
  - ③説明会 日時 平成14年12月17日 第1回 午後1時～、第2回 午後3時～  
 場所 木更津グリーンシティショッピングセンター3階（木更津市）
- (7) 市町村・住民等の意見
  - ・木更津市の意見 市条例に基づき適正に廃棄物を処理すること。
  - ・住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：12,675㎡
- 2 駐車場の収容台数：889台
- 3 駐輪場の収容台数：162台
- 4 荷さばき施設の面積：220㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：62m<sup>3</sup>
- 6 営業時間
  - ・ 開店時刻：午前9時 イオン(株)のみ  
 他は現行どおり
  - ・ 閉店時刻：翌午前9時 イオン食品売場  
 イオン(株)は午後9時。他は現行どおり
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前8時30分～翌午前8時30分  
 （一部、夜間利用制限）
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時  
 ～午後10時

(8) 県の意見 「意見なし」 平成15年6月16日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間に及び24時間営業を行うものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 市意見については、市条例に基づき市が設置者に指導すべき内容であり、立地法に基づいて県意見として述べるべきではないこと。  
なお、設置者には市意見について伝え、市担当課の指示を受けるよう指導した。  
また、法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。



報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 サンピア
- (2) 所在地 東金市東岩崎8番地10ほか
- (3) 建物設置者 協同組合東金ショッピングセンター 代表理事 中村秀朗ほか
- (4) 小売業者名 イオン株式会社ほか（GMS）
- (5) 変更しようとする事項
  - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 （変更前）午前10時（年間80日 午前9時）～午後8時（年間60日 午後9時）  
 （変更後）午前 9時（年間60日 午前8時）イオン(株)。他は現行どおり  
 ～午後11時 イオン(株)食料品売場のみ。他は現行どおり
  - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 （変更前）午前9時30分（年間80日 午前8時30分）～午後8時30分  
 （変更後）午前8時30分～午後11時30分（一部、夜間利用制限）
  - ・変更年月日 平成14年12月3日
- (6) 処理経過
  - ①届出日 平成14年12月2日
  - ②公告縦覧期間 平成14年12月13日～平成15年4月13日
  - ③説明会 日時 平成15年1月24日 第1回 午後1時～、第2回 午後3時～  
 場所 東金商工会議所（東金市）
- (7) 市町村・住民等の意見
  - ・東金市の意見 ①搬出入が公道に影響を及ぼさないように敷地内で行われること。  
 ②適切な交通整理等を行い、駐車場に誘導すること。
  - ・住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：14,400㎡
- 2 駐車場の収容台数：760台
- 3 駐輪場の収容台数：300台
- 4 荷さばき施設の面積：193㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：253m<sup>3</sup>
- 6 営業時間
  - ・ 開店時刻：午前9時 イオン(株)のみ  
 他は現行どおり
  - ・ 閉店時刻：午後11時 イオン食品売場  
 他は現行どおり
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前8時30分～午後11時30分  
 （一部、利用制限）
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時  
 ～午後9時

(8) 県の意見 「意見なし」 平成15年6月19日通知

<理由>

1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間に及ぶものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。

2 市意見については、設置者から市意見に対応する旨の報告書が平成15年5月28日付けで提出され、

- ① 搬出入業者に対し、敷地内での待機・荷積降ろしを徹底し、周辺道路に駐停車させないため、書面にて通達指導する。
- ② 違法駐車に対しては、定期的な警備員の巡回を実施し、駐車禁止の旨及び店舗駐車場の利用を促す案内看板を、市道に面した敷地内に2か所新設する。

との報告がなされ、周辺地域の生活環境保持に適切な対応がなされると認められること。

また、法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。